



阪神・淡路大震災と裁判所

最高裁判所民事局第二課長

北澤 昌

一 はじめに

阪神・淡路大震災後四ヶ月余りを経た現在でも、依然として、多数の被災者が不自由な避難所生活を強いられており、交通網も震災以前の状態に完全に回復するまでにはまだしばらく時間がかかることなどが報じられている。震災の規模の大きさ、震災が残した傷跡の深さを改めて感じさせられるところである。

まず、今回の震災のために亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、精神的、経済的に多大な被害を受けた被災者の方々には、改めてお見舞い申し上げる次第である。

本稿は、裁判所が阪神・淡路大震災後どのような事件処理を行ったか、また、震災に起因する問題に対してどのような方策を講じたか、さらには、震災後の事件の申立て等の

状況を紹介しようとするものである。今後の参考になれば、幸いである。

二 震災による裁判所の被害

阪神・淡路大震災により、裁判所でも、神戸地方裁判所本庁及び神戸家庭裁判所本庁を中心として、庁舎の各所における多数の亀裂の発生、塀の倒壊、暖房設備の損壊、正面玄関架橋部分の一部陥落、煙突の倒壊など、庁舎に相当の被害を受けたほか、備品等についてもかなりの被害が生じた。しかし、幸いにも、現存の施設を利用した執務が不能になるといった事態の発生は避けられた。

三 震災後の事件処理の状況等

このような被害に加え、交通の途

絶等により職員や事件関係者等が裁判所に来ることが困難となる事態が生じたため、被災地区の裁判所では、震災後、しばらくの間は、執務を通常とおり行うことが困難な状況に陥った。もっとも、各裁判所とも、震災直後から、事件の申立てがあればこれを受け付けるとともに、保全事件、令状請求事件等の緊急を要する事件については、その処理を行うことができる態勢が整えられていた。

震災による被害の状況にかんがみ、神戸地方裁判所本庁及び神戸簡易裁判所における民事及び刑事の通常事件、神戸簡易裁判所における調停事件並びに神戸家庭裁判所本庁における家事事件については、二月三日までに予定されていた期日がすべて延期された（なお、勾留中の被告人に関する刑事事件については、一月三〇日以降は通常どおり審理を行うことができる態勢がとられた。また、少

年事件についても、早期処理を要するものは、期日を変更しないで処理された。)

神戸地方裁判所の各支部及び神戸簡易裁判所を除く神戸地方裁判所管内の各簡易裁判所では、神戸地方裁判所本庁、神戸簡易裁判所及び神戸家庭裁判所本庁ほどには執務の停滞は見られず、震災後一週間を経た時点で、事件関係者の出頭が可能であれば、ほぼ通常どおり事件を処理することができる態勢がとられていた。また、以上の各裁判所以外の大阪高等裁判所管内の裁判所では、震災直後から、事件関係者の出頭が可能であれば、ほぼ通常どおり事件を処理することができる態勢がとられていた。

震災から約三週間を経過した二月六日からは、神戸地方裁判所本庁、神戸簡易裁判所及び神戸家庭裁判所本庁でも、係属中の事件について、裁判所側ではほぼ通常どおり処理す

る。

ることができ、態勢が整えられた。もっとも、当時はまだ交通機関の復旧も十分ではなかった上、当事者や代理人が被災したため裁判所に出頭することが困難なケースも多く、期日が開かれない場合も少なくなくなったようである。そのようなケースをはじめ、事件の当事者及び弁護士等の被災、交通機関途絶による来庁の支障、郵便事情の悪化等による関係書類送達遅延のため、当事者等が法律や裁判所によって定められた期間、期日を遵守できない場合には、裁判所でも、諸事情を十分斟酌して、期日、期間を変更、延長するなど、できる限り柔軟な対応をして、被災した当事者や代理人の利益が侵害されることのないように配慮がされた。

なお、神戸地方裁判所本庁では、避難先を求めてきた周辺被災住民に対し、庁舎一階にある道交待合室（交通切符による略式命令請求事件の処理を行う際使用する。）を避難場所として提供するとともに、ストープ、飲料水等も用意するなどの救援措置が執られた。このように、道交待合室を避難場所として提供したものの、検察庁及び警察とも協議の上、適宜の措置を講じ、交通切符による略式命令請求事件の処理は、ほぼ通常どおり円滑に行われた。

四 調停事件の増加等への対応策

裁判所においても、他の官公庁同様、震災に伴って生じる様々な問題に対処するため、種々の方策が講じられたが、その中でも、特に注目されるのが、民事調停事件の処理態勢の整備である。

震災による家屋被害が甚大であったことから、特に借地借家関係の紛争が大量に発生することが予想されたが、この種の紛争は、訴訟で白黒をつけるよりも当事者の合意によって円満に解決することが望ましい事件類型であるので、紛争を当事者の合意によって解決する手続である民事調停手続が積極的に利用されることとが予想された。

そこで、そのような調停事件の増加に対応するため、四月一日から、神戸簡易裁判所に震災関連事件を専門に担当する調停係が二係増設され、裁判官、書記官等がそれぞれ新たに配置された。また、同簡易裁判所では、震災関連事件の調停申立てに関する受付相談態勢を充実させるため、四月五日から、庁舎一階ロビーに仮設の受付相談室を設置し、調停事件の定型申立用紙も備え置くなどして、多数の申立てに迅速に対処できるように態勢が整えられた。西

宮簡易裁判所でも、四月一日に震災関連事件担当の調停係が増設され、伊丹簡易裁判所でも、四月一日に裁判官、書記官が新たに配置された。

また、多数の調停事件を適正かつ迅速に処理するためには、必要な数の調停委員を確保するとともに、調停委員が借地借家関係の専門的知識を習得することが必要不可欠であると考えられた。そこで、大阪地方裁判所、大阪家庭裁判所及び神戸家庭裁判所等に所属する弁護士調停委員一六九人を併せて神戸地方裁判所管内の民事調停委員に任命し、更に、新規に弁護士二六人を神戸地方裁判所管内の調停委員に任命するなど、調停委員の増員が図られるとともに、調停委員を対象として、罹災都市借地借家臨時処理法や借地借家法等についての研修会が実施された。

その他、従来から、裁判所の窓口や地方自治体の市民相談窓口などに民事調停手続の内容を分かりやすく説明した裁判所作成のリーフレットが備え置かれてきたが、被災者等に広く民事調停手続を知ってもらうため、二月末日までに、このリーフレットを被災地区の市町村に追加配布し、相談窓口等に備え置いてもらうなどの措置も執られた。また、震災後の復興について、裁判所、法務省、弁護士会の法曹三者が相互に協

力し、情報を交換するために法曹三者震災対策連絡協議会が開かれたが、この協議会での話合いの結果に基づき、五月に入ってから、裁判所作成のリーフレットを大阪、神戸の法務局及び弁護士会にも備え置いてもらうとともに、法務省が作成した阪神・淡路大震災に伴う法務省関係の緊急立法を説明したパンフレットやポスターを大阪及び神戸の地方裁判所本庁及び支部並びに管内の各簡易裁判所に備え置いたり、掲示したりする措置も執られた。さらに、地方自治体の要望に応じて前出のリーフレット、パンフレット等を配布するために、弁護士会作成のパンフレットを含めて、見本として各一部が被災地区の市町村に配布された。

なお、阪神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、震災の日に被災地区に住所等を有していた者が、震災に起因する民事に関する紛争につき、震災の日から平成九年三月三十一日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には申立手数料を免除することを内容とする「阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律」が本年三月一七日に公布され、同日から施行された。これを受けて、裁判所では、受付窓口などに同法についての案内書を掲

示したり、同法について説明した書面を作成して、前出のリーフレットの間にはさみ込むなど、同法の被災者等への周知を図るとともに、同法施行以前に申し立てられた事件について、既に納められている手数料の還付手続を進めるなど、同法に沿った事務処理が円滑に行われている。

五 震災後の主な事件の

申立て等の状況

震災都市借地借家臨時処理法の適用地区として、神戸市をはじめ合計二二市一町の地区を定めた政令が本年二月六日に公布され、同日から施行されたが、震災後、四月末日までの間に、この震災都市借地借家臨時処理法適用地区を管轄する神戸地方裁判所管内の各裁判所及び神戸家庭裁判所が受理した主な事件の申立て等の状況は、以下のとおりである。なお、四月末日までに、震災都市借地借家臨時処理法適用地区を管轄する神戸地方裁判所管内の各簡易裁判所で行われた震災関係の紛争に関する受付相談の件数は、八七九件に上っている(各統計数値は、概数である)。

1 民事調停事件

簡易裁判所に申し立てられた民事調停事件の件数は、本年一月、二月とも前年同月の件数を下回ったもの

の、交通機関が復旧し、徐々に生活も安定しつつあった三月には、前年同月の申立件数より五〇件多い三一九件(うち震災関係の調停事件は二〇二件)、四月には、前年同月の申立件数よりも一六七件多い四三三件(うち震災関係の調停事件は三一八件)となっており、阪神・淡路大震災の影響により、民事調停事件は確実に増加しつつあることがうかがわれる。震災関係の調停事件の申立件数は、一月からの累計で五五九件であり、事件の種類としては、建物明渡し、敷金返還、賃借権確認、建物修理請求など、借地借家関係の事件が多いようである。

これまでのところ、前述のような調停事件処理態勢の整備もあって、事件の増加状況の下においても、その処理は円滑に行われている。なお、四月末日までに処理された震災関係の調停事件は、一月からの累計で一三三件であり、そのうち五二件が調停成立によって終了し、四九件が取下げによって終了している。

2 破産事件

地方裁判所に申し立てられた破産事件の件数は、平成七年一月、二月とも前年同月の件数を下回ったが、三月の申立件数は、前年同月より二件多い一一八件、四月の申立件数は、前年同月より三件多い九九件であった。破産原因が震災に係る

いると判断される件数は、一月からの累計で六六件となっている。

3 震災都市借地借家臨時処理法に基づく非訟事件

地方裁判所に申し立てられた震災都市借地借家臨時処理法に基づく非訟事件の件数は、一月からの累計で一七件である。その内訳は、震災都市借地借家臨時処理法第二条(借家の借家人の敷地優先賃借権)関係が一〇件、同法第三条(震災建物の借家人の敷地借地権優先譲受権)関係が七件となっている。

4 その他の事件

地方裁判所、簡易裁判所における民事通常訴訟事件の新受件数は、平成七年一月から三月までは、前年同月の件数を大きく下回ったが、四月には、地方裁判所では前年同月の八割程度に、簡易裁判所では前年同月の三分の二程度になっている。震災関係の民事通常訴訟事件の件数は、四月末日現在で、地方裁判所が六五件、簡易裁判所が九件であり、その種類としては、建物明渡し、敷金返還などが多いようである。また、地方裁判所に申し立てられた震災関係の保全事件の件数は、一月からの累計で八一件である。

地方裁判所本庁における刑事通常事件の起訴件数は、二月には、前年同月の件数をかなり下回ったが、三月に入ってから、ほぼ前年並みの

件数になってきている。

家庭裁判所における家事事件の申立件数は、震災後一ヵ月後の段階では、前年同期に比べて半減した。その後、次第に申立件数は増加してきているが、四月に入っても、未だ前年同月の水準には達していない。少年事件の受理件数も、震災後大幅に減少した。その後三月になって一般保護事件については前年並みの水準に達したが、道路交通事件については未だ受理件数が例年に比べ相当程度少ない状況が続いている。

六 最後に

調停事件については、今後も増加傾向が続くものと考えられ、また、その他の事件についても、復興が進み、生活が安定するに従い、徐々に増加し、平年並みになるか、それを上回る事態が生じることも予想される。それらの紛争が関係者の協力のもとに迅速、適正に解決されることによって、被災者等の権利の保護と生活の安定が図られ、早期の復興が実現することを願ってやまない。

(きたざわ・あきら)